

名古屋市

空き家利活用の促進！
管理不適切空き家の発生予防！

令和2年度
創設

空き家活用支援事業

空き家を活用して地域の活性化を図る用途に使用する場合、その改修工事費用の一部を補助することで、その取り組みを支援します。活用をご検討の方は、ぜひご相談ください！

対象物件

名古屋市内にある空き家 ※

※「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項の空家等のうち、建築物をいう。ただし、法同第2項に規定する特定空家等を除く。

対象者

空き家の所有者またはその賃借人

対象事業

地域の活性化を目的とした以下の用途に使用するもの

- ・滞在体験施設
- ・交流施設
- ・体験学習施設
- ・創作活動施設
- ・文化施設
- ・防災用倉庫
- ・その他市長が認める用途

【注意事項】

- ・一定の耐震性や安全性が確保されること
- ・改修後10年以上継続して活用すること

補助金額

改修工事費の **2 / 3** (上限額 **100** 万円)

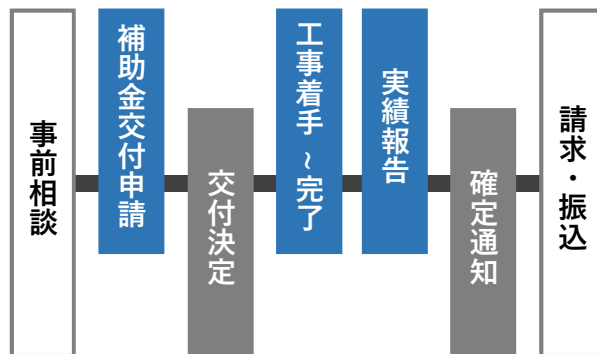
対象工事

以下の内外装等改修工事

- ・台所、浴室、洗面所、又は便所の改修工事
- ・給排水、電気、又はガス設備の改修工事
- ・屋根、又は外壁等の外装の改修工事
- ・壁紙の張替え等の内装の改修工事
- ・その他市長が認める工事

※耐震改修工事その他の建築物の躯体を補強する工事を除く

手続きの流れ



お問い合わせ先 |

名古屋市スポーツ市民局 地域振興課

電話 | 052-972-3126

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所本庁舎 5F)

名古屋市 空き家活用

検索

活用をご検討の方は
こちらにご連絡を！

※事前相談の後、国（国土交通省）
に個別確認を行い判断します。